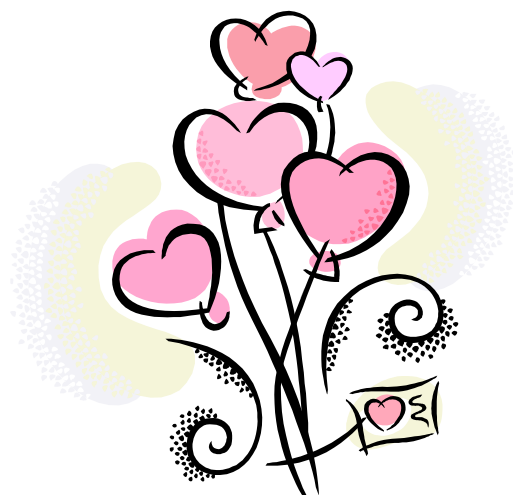


難病・高次脳機能障がい・
発達障がいのある人の就労のために



○このリーフレットでは、難病、高次脳機能障がい、発達障がいのある人の就労事例とともに、相談機関や助成金の紹介をしています。企業・事業主の皆様には、障がいのある方々の採用・継続雇用にご理解とご協力をお願いします。

福 岡 県

令和2年3月

難病・高次脳機能障がい・発達障がいとは

○ 難病

「難病」とは医学的に明確に定義された病気の名称ではなく、治療が難しく、慢性の経過をたどる疾病を総称して用いられてきた言葉です。「難病」は、「①原因不明、治療方法未確定であり、かつ、後遺症を残す恐れが少ない疾病」「②経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するために家族の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病」（昭和47年 厚生省「難病対策要綱」）と定義されています。

平成26年5月に難病患者に対する医療費助成の公平かつ安定的な制度の確立や、調査研究・療養生活環境の整備を目的として「難病の患者に対する医療等に関する法律」が制定されました。令和元年7月からは医療費助成の対象となる指定難病が333疾病に拡大され、各種障がい者福祉サービスが利用できる障害者総合支援法の対象となる疾病も361に拡大されました。これら難病患者の方々の症状・状態は、個人個人により様々です。

疾患の重症度により異なりますが、身体的負担が少なく、休憩や通院しやすいなど、条件さえ合えば、難病のある人が働ける仕事が十分にあります。

○ 高次脳機能障がい

高次脳機能障がいは、事故や病気で脳に損傷を受けたことにより、記憶の障がい（自分の行動や指示されたことを短時間で忘れる）、感情の障がい（感情のコントロールがきかず怒りっぽくなる）、注意の障がい（注意が散漫になりやすく一つの行動を継続することが難しくなる）などの後遺症が生じることをいいます。

職場では、記憶に障がいがみられる場合には、指示をメモにとること、メモを確認しながら仕事をするを習慣化する、表示プレートのように目印になるものを置くなど環境側を分かりやすく調整することなどが有効です。効率よく作業が進められなかったり、混乱してしまったりする場合は、手順を明確にし、フローを図示して、手順書に沿って作業を進めるなどの配慮が大切です。

○ 発達障がい

発達障がいとは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がい、その他これに類する脳機能の障がいであってその症状が通常低年齢において発現する障がいを有するもの（発達障害者支援法）とされ、社会性やコミュニケーションなどの面で困難さを持っています。

職場では、確実に守るべきルールは文章やメモにして具体的に示す（図示など）、上司や同僚に対する接し方についてはそれぞれの役割を明示し、モデルを示すなどの配慮が大切です。

20代 女性（障がい・疾病名：多発性硬化症）

○就職先

新聞社営業所

○勤続年数及び勤務形態

勤続年数：6年

勤務形態：パート勤務（8：00～12：00 週6日勤務）

○仕事内容

- ・顧客からの電話対応
- ・新聞配達員への連絡
- ・不配新聞の配達（近隣）
- ・購読料の集金（近隣）



○病歴及び就労面からみた障がいの状況（症状）

- ・中学3年生のとき、多発性硬化症を発症。
- ・長時間歩いたり、立ち続けたり、座り続けることが困難。疲れやすい。
- ・歩行時は杖を使用。階段の昇り降りは手すりが必要。

○支援機関及び支援内容

①障害者就業・生活支援センター：

会社から障がいのある人を雇用したいとの相談を受け、支援制度等の紹介・説明を行う。就職後は訪問及び電話等で事業所及び本人から就業状況や不安な点、困っていることなどを確認し、助言等を行っている。

②ハローワーク：障がい者専用求人受取及び該当者の紹介を行う。

③病院：定期受診及び検査によって病状を確認し、進行を抑え病状の安定を図る。

○職場で配慮していること

- ・通院などは事前にスケジュール調整しているが、急な体調不良時も療養を優先するよう対応している。
- ・職場や業務内容に慣れてくると本人に仕事を任せ、就業時間や休憩など、本人の状況に応じて柔軟に対応している。

○職場の上司からのコメント

陰ひなたなく働いてくれてとても助かっています。明るくお客様への対応も良いため、他の営業所からも羨ましがられています。きちんと報告をし、判らないことも相談してくるので困っていることはありませんね。細かなことにもよく気がついて、空いた時間に営業所の周りも清掃するなどきれいにしてくれていますよ。

○ご自身のコメント

働くことで体を動かす機会を得て、リハビリにもなっているのか調子がいいです。暑い時・寒い時に脚が硬直してきても、休憩を挟んだりマッサージをしたりすることで動く事が出来ています。最近は事務所での仕事以外に外に出て直接お客様にお会いする仕事も任されて楽しいです。仕事をする事で何事においても責任感が持てるようになりました。様々な経験を重ねることで視野が広がり、(病気の事など)自分でウジウジすることが減りました。これからも無理をしない範囲で自分の出来ることの幅を広げていきたいと思えます。

30代 男性（障がい・疾病名：クローン病）

○就職先

鉄鋼業

○勤続年数及び勤務形態

勤続年数：3年5か月

勤務形態：嘱託社員（1日8時間勤務）8：30～17：00

○仕事内容

・検査で上がってきた部材の傷の測定 ・測定結果の入力業務等



○病歴及び就労面からみた障がいの状況（症状）

- ・16歳の時にクローン病を発病。
- ・現在、大学病院に6週間に1度通院。常に軟便であり、体調の管理は欠かせない。
- ・新薬の登場により、体調は安定してきている。

○支援機関及び支援内容

障害者就業・生活支援センター：

採用当初は、本人の業務遂行状況や、心身面等の確認、企業担当者への本人に対する接し方や、留意事項の確認等、細かな打ち合わせを実施。その後は、状況確認等を行うために、定期的に企業訪問を主にした支援を実施。

作業は、製品の傷の検査（測定）であり、コツはあるものの、難しい作業ではなかったために特に大きな問題はなくスムーズに習得し、現在は、仕事内容や体調も安定しており、必要時に本人からの相談をいただく程度で、企業の中でも自立している状況。企業においても、本人に対する理解や、配慮も得ている。

○職場で配慮していること

- ・本人にとってわかり易い業務への配置をしている。
- ・通院が大学病院という事もあり、平日の休みが必要。定期通院のほか、体調悪化時について通院できるよう対応している。

○ご自身のコメント

自分自身の活躍の場があることがうれしいです。体調が安定し、自身の力で経済的な自立ができていることは自分の自信になってきていると思います。できる限り継続して、現在の職場で働いていきたいです。

20代 男性（障がい・疾病名：高次脳機能障がい、うつ病）

○就職先

リサイクル関連会社

○勤続年数及び勤務形態

勤続年数：1年9ヶ月

勤務形態：正社員（週5日、8時間／日勤務）

○仕事内容

- ・ペットボトル、白色トレイ、ビン類の選別作業



○病歴及び就労面からみた障がいの状況（症状）

- ・平成9年、交通事故の後遺症により記憶力障がいと診断され、その後、平成19年に高次脳機能障がいと診断された。
- ・身体機能の制限は認められないが、記憶障がいの症状が認められる。
- ・ストレスが溜まった時などに精神的に不安定になることがあるが、本人の努力や職場のサポートにより頻度は徐々に減少している。

○支援機関及び支援内容

- ①障害者就業・生活支援センター：必要に応じて職場を訪問。在職者交流会（年2回）への参加の働き掛けを行っている。
- ②就労移行事業所：必要に応じて職場を訪問し、本人、上司から就業状況の聞き取りを行っている。
- ③医療機関：うつ病の症状について、定期的に診察を受け、服薬等で体調を管理している。

○職場で配慮していること

- ・障がいの特性上、指示されたことが部分的に記憶できていないことがあるので、こまめにメモを取る時間を作っている。
- ・作業場内の見やすい場所に、作業マニュアルや手順書などを掲示している。
- ・通院日は休みにする、体調不良になった際には休憩室にてしばらく休養させるなど、本人の体調に応じて対応している。

○職場の上司（同僚）からのコメント

いつも笑顔で、気持ちの良い挨拶がとても印象的です。業務においても、悩みや分からないことがあるときには必ず相談してくれるので、解決方法を一緒に考えることができます。今後も無理をせずマイペースで作業に取り組んでください。

○ご自身のコメント

この仕事は奥が深いと感じています。日を追うごとに、色々と勉強になることが多くなってきていると思います。今後も自分のペースで、少しずつスキルアップを図っていけたらと思っています。体を動かすことが好きなので、ウォーキングなどでリフレッシュしています。将来の目標は、今の職場で責任のある立場になりたいと思っています。

20代 男性

(障がい・疾病名：右視床出血による左上下肢麻痺、高次脳機能障がい)

○就職先

小売店（生活雑貨）

○勤続年数及び勤務形態

勤続年数：1年2ヶ月

勤務形態：パート（1日5時間、週5日勤務）

○仕事内容

・商品陳列 ・検品作業 ・店内清掃



○病歴及び就労面からみた障がいの状況（症状）

- ・5歳時、左上下肢麻痺を発症。成人してから高次脳機能障がいの診断を受ける。
- ・左上下肢に麻痺があり、重い物を持つことができない。
- ・集中力が途切れやすい。

○支援機関及び支援内容

①障害者就業・生活支援センター：

定期的な職場訪問により企業・本人の状況把握（作業手順の見直し、仕事の進め方について確認）。

適宜、従業員（特に新規の方）に対し障がい特性への対応について助言。

②就労移行支援事業所：職場訪問を行い、本人の性格等を職場に伝え、就職時の不安を解消（採用後3、4カ月）。

③医療機関：左上下肢麻痺の症状について定期的に診察を受け、体調を管理。

○職場で配慮していること

- ・検品作業時にバックルームで椅子に座り作業を行うことで下肢への負担を減らすようにした。
- ・忘れがちなことについては見やすい場所に手順を掲示している。
- ・（ホチキスに芯を補充するなど）手先の細かな作業は難しいため、同僚や上司がサポートしている。
- ・病院の定期受診のためのシフト調整を行っている。

○職場の上司（同僚）からのコメント

スタッフの助言を聞きながら成長されていて店舗として必要不可欠なスタッフになっています。左上下肢の不自由さを工夫しながら業務に取り組んでいただいています。今後も店舗で活躍していただきたいです。

○ご自身のコメント

商品陳列業務が自分の担当業務ですが、やりがいや充実感があり働くことを楽しく感じています。今後も長く頑張っていきたいです。

30代 男性（障がい・疾病名：広汎性発達障がい・うつ病）

○就職先

子ども通所サービス（障がい児の通所支援事業所）

○勤続年数及び勤務形態

勤続年数：1年

勤務形態：非常勤職員（1日4時間、週5日勤務）

○仕事内容

・障害児の日中活動・食事・外出等における支援業務



○病歴及び就労面からみた障がいの状況（症状）

- ・平成21年、広汎性発達障がいの診断を受ける。
- ・急な事態の対応が苦手であるが、定型的業務であれば対応可能。
- ・対人関係が苦手であるため、相談相手が必要。

○支援機関及び支援内容

①障害者就業・生活支援センター：

2週間に1回、本人が来所する際に、就業面・生活面について現状確認のうえ、相談を受けている。必要に応じて職場訪問、はたらく仲間の交流会への参加（年4回）を推奨。

②ハローワーク：職業の紹介・斡旋を通じた就職相談（就職前における関わり）。

③病院：医師による体調管理・服薬調整。

④若者応援センター：休日の過ごし方についてイベントなどの情報提供。

○職場で配慮していること

- ・本人が急な事態の変更への対応が難しいため、勤務時間等の変更は2~3日前までにあらかじめ本人へ伝達している。
- ・本人の能力や状況に応じて、少しずつ担当の仕事を増やすなど、仕事内容を調整している。

○職場の上司（同僚）からのコメント

子どもたちにとっても一生懸命関わってもらっています。同じ障がいのある子どもたちに「障がいがあるから何もできない」ではなく、「障がいがあっても働ける」ということを、身を持って伝えてくれていますし、一緒に働くことで私たちも勉強になったことがたくさんあります。これからも頑張ってもらいたいです。

○ご自身のコメント

上司や同僚の方の理解もあり、分からないこと等聞きやすいので、仕事がやりやすいです。障がいを伝えた上で働く場所を与えてくださった上司に感謝しながら働いています。これからもその気持ちを忘れないでいきたいです。

40代 女性（障がい・疾病名：脳脊髄液減少症・慢性疲労症候群ほか）

○就職先

コピー・デザイン・印刷業

○勤続年数及び勤務形態

勤続年数：2年7ヶ月

勤務形態：準社員（1日7時間、週5日勤務）、在宅勤務（テレワーク）

○仕事内容

・データ入力、各種デザイン、ホームページ更新業務等

○病歴及び就労面からみた障がいの状況（症状）

- ・平成18年、交通事故にあい、脳脊髄液減少症、線維筋痛症、軽度外傷性脳損傷による高次脳機能障がい、左足総腓骨神経麻痺などを発症。筋痛性脳脊髄炎/慢性疲労症候群も併発している。
- ・全身に痛みがあり、非常に疲れやすく、通勤することが困難となる。
- ・短期記憶障がい、注意障がいがある。
- ・症状が固定していない。

○支援機関及び支援内容

①就労移行支援事業所：

在宅での就労移行支援サービスを行い、在宅勤務での勤怠管理や業務指示・報連相などの業務管理、体調管理を実践することで、テレワークが就労において有効な形態であることや業務能力も高いことを確認した。就職後は毎月1回以上面談を行った。

②病院：認知行動療法・1ヶ月半ごとのカウンセリング

○職場で配慮していること

- ・通勤をすると体力の70%を使ってしまうので、在宅でのテレワークによる就労を実施。ICT機器を最大限に活用し、業務における指示や報連相などのコミュニケーションを図っている。
- ・本人のパソコンスキルが非常に高いため、担当できる仕事は多いが、決して無理をせず体調と上手に付き合いながら、最高のパフォーマンスを発揮してもらうために、休憩も自由に取りながら仕事をしてもらうようにしている。

○職場の上司（同僚）からのコメント

- ・「得意なこと」を生かして、非常にいい仕事をしてもらっています。これまでの様々な業務経験や社会経験を生かして、企画提案を行い、お客さまの期待以上の仕事の実現し、お客さまにも大変喜んでいただいています。また、ICT機器の活用方法や使い方などを同僚の社員に教えてくれるなど、幅広く会社に貢献してくれています。

○ご自身のコメント

- ・上司、同僚の理解と配慮により、体調に合わせたペースで仕事ができます。相談もしやすく、問題点はその都度報告し、早急に解決する方向で対処してもらえるので安心です。

【相談・支援機関】

○障害者就業・生活支援センター

障がいのある人の ①実習受け入れの相談、②採用に関する相談（助成制度やジョブコーチ支援制度、仕事の切り出し方、コミュニケーションの取り方や働きやすい職場づくり）、③就職後の支援など企業・事業主の皆さんへの支援を行っています。

対象地域	名称	所在地	TEL
福岡市・糸島市	障害者就業・生活支援センター野の花	福岡市中央区天神 2-13-17	092-729-9987
古賀市・糟屋郡	障害者就業・生活支援センターちどり	古賀市天神 1-2-34	092-940-1212
宗像市・福津市	障害者就業・生活支援センターはまゆう	宗像市田熊 5-5-2	0940-34-8200
筑紫野市・春日市・大野城市 太宰府市・那珂川市	障害者就業・生活支援センターちくし	春日市春日公園 5-16	092-592-7789
朝倉市・朝倉郡	障害者就業・生活支援センターちくぜん	朝倉郡筑前町東小田 3539-8	0946-42-6801
久留米市・大川市・小郡市・うきは市 三井郡・三潁群	障害者就業・生活支援センターぼるて	久留米市百年公園 1-1	0942-65-8367
八女市・筑後市・八女郡	障害者就業・生活支援センター「デュナミス」	八女市鶴池 269-1	0943-58-0113
大牟田市・柳川市・みやま市	障害者就業・生活支援センターほっとかん	大牟田市新栄町 16-11-1	0944-57-7161
飯塚市・嘉麻市・嘉穂郡	障害者就業・生活支援センターBASARA	飯塚市吉原町 6-1	0948-23-5560
直方市・宮若市・鞍手郡	福岡県央障害者就業・生活支援センター	直方市須崎町 16-19	0949-22-3645
田川市・田川郡	障害者就業・生活支援センターじゃんぶ	田川市大字夏吉 4205-3	0947-23-1150
北九州市・中間市・遠賀郡	北九州障害者就業・生活支援センター	北九州市戸畑区汐井町 1-6	093-871-0030
行橋市・豊前市・京都郡・築上郡	障害者就業・生活支援センターエール	行橋市南泉 2-50-1	0930-25-7511

○福岡県難病相談支援センター

難病のある人やご家族からの治療や仕事に関する悩みについての相談対応、社会制度の情報提供、患者会活動等、ニーズに応じて地域のさまざまな支援機関と連携した支援を行っています。

・福岡県難病相談支援センター

福岡市東区馬出 3-1-1 九州大学病院北棟 2 階 TEL : 092-643-8292

・福岡県難病相談支援センター（北九州センター）

北九州市小倉北区馬借 1-7-1 北九州市総合保健福祉センター6 階 TEL : 093-522-6641

○難病患者就職サポーターによる支援

難病患者就職サポーターは、難病のある人の就職支援や、難病のある社員の雇用管理に関する相談を行っているハローワークの専門スタッフで、福岡東公共職業安定所に配置されています。

福岡東公共職業安定所（ハローワーク福岡東）専門援助部門（毎週月曜日、木曜日）

福岡市東区千早 6-1-1 TEL : 092-672-8633

※曜日は変更になることがありますので、ハローワーク福岡東へお問い合わせください。また、福岡中央・福岡南・福岡西のハローワークへの出張相談も行っております。

○職場適応援助者（ジョブコーチ）による支援

就職又は職場適応に課題のある難病のある人などを含む障がいのある人の雇用の促進及び職業の安定を図るため、事業所にジョブコーチを派遣し、障がいのある人及び事業主に対して、雇用の前後を通じて障がい特性を踏まえた直接的、専門的な援助を行っています。

福岡障害者職業センター

福岡市中央区赤坂 1-6-19 ワークプラザ赤坂 5 階 TEL : 092-752-5801

【助成金】

○特定求職者雇用開発助成金（発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース）

発達障がいのある人又は難治性疾患患者を、ハローワーク等の職業紹介により継続して雇用する労働者として新たに雇い入れ、雇用管理に関する事項等を報告する事業主に対して助成する制度です。

〈対象者〉障がい者手帳を所持していない発達障がい又は難病のある人であって、雇入れ日時点で満年齢が65歳未満である人

〈助成額〉

対象労働者	企業規模	助成対象期間	支給額（半年毎に申請）
短時間労働者以外の労働者	中小企業以外	1年	50万円（25万円×2回）
	中小企業	2年	120万円（30万円×4回）
短時間労働者※	中小企業以外	1年	30万円（15万円×2回）
	中小企業	2年	80万円（20万円×4回）

※短時間労働者とは、1週間の所定労働時間が、20時間以上30時間未満の労働者をいいます。

○障害者雇用安定助成金（障害者職場定着支援コース）

障がい者雇用を促進するとともに職場定着を図るため、障がい特性に応じた雇用管理・雇用形態の見直しや柔軟な働き方の工夫等の措置を講じる事業主に対して助成する制度です。

職場定着支援計画を作成し、管轄の労働局長の認定を受けた上で、対象労働者に対して以下の措置を実施し、6か月以上職場に定着させた場合に助成金を支給します。

- ①柔軟な時間管理・休暇取得 ②短時間労働者の勤務時間延長 ③正規・無期転換
- ④職場支援員の配置 ⑤職場復帰支援 ⑥中高年障がい者の雇用継続支援
- ⑦社内理解の促進（①～⑥の措置と組み合わせた場合にのみ助成）

○トライアル雇用助成金

ハローワーク等の職業紹介により、継続雇用する労働者として雇用することを目的に、障がいのある人を一定期間試用雇用（トライアル雇用）する事業主に対し、助成金を支給するものです。

	対象者	雇用期間、 所定労働時間	助成額（最大）
障害者トライアルコース	障害者雇用促進法に規定する障害者のうち、次のア～エのいずれかに該当する者 ア 紹介日時点で、就労経験のない職業に就くことを希望している イ 紹介日の前日から過去2年以内に、2回以上離職や転職を繰り返している ウ 紹介日の前日時点で、離職している期間が6か月を超えている エ 重度身体障がい者、重度知的障がい者、精神障がいのある人	原則3か月（精神障がいのある人は原則6か月）、1週間20時間以上	月額：4万円 （精神障がいのある人を雇用する場合は雇入れから3か月間は月額8万円）
障害者短時間トライアルコース	精神障がいのある人 発達障がいのある人	3か月以上12か月以内、1週間10時間以上20時間未満	月額：4万円

※各種助成金について、上記以外にも支給要件があります。詳細・お問い合わせについてはハローワーク（公共職業安定所）に御確認ください。